

試験について

1. 試験

毎年、定期試験として、7月中旬より春学期試験、1月中旬より秋学期試験を実施しています。

科目によっては、授業時間中の筆記試験、レポートの提出、平素の学習状況、中間試験等により総合的に考慮して評価し、定期試験に代えることもありますので、十分に注意してください。

2. 試験時間割

- (1) 定期試験の時間割は、原則として試験開始日の1週間前に発表します。
- (2) 試験時間割の見誤りによる試験日、試験時間、試験教室のとりちがえが多いので、必ず本人が試験時間割を見て確認し、間違いのないようにしてください。
- (3) 試験時間割は通常の授業時間割とは異なりますので、特に注意してください。
- (4) 試験時間は、原則としてILAC科目60分、専門教育科目・連環科目は60分または90分です。

3. 受験上の注意

- (1) 受験科目は登録した授業科目に限ります。未登録の授業科目を受験しても単位修得は認めません。
- (2) 受験者は必ず指定された教室で受験してください。
- (3) 試験場では試験監督者の指示にしたがってください。
- (4) 試験開始20分経過後は入室を認めず欠席扱いとします。レポート提出による試験も同様の扱いとします（レポート回収は20分間）。
- (5) 遅刻は20分までしか認められません。ただし、交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により遅れた場合は、「遅延証明書」等の書類をもって、速やかに試験実施本部（場所は試験時に掲示、もしくは窓口で確認）に申し出て、指示を受けてください。特に交通機関の乱れにより遅れた場合は、必ず試験当日のうちに申し出てください。ただし、証明書の提出によって無条件で受験できるとは限りません。また、以下の理由では認められません。
 - ・ 個人的理由による遅刻（P.学部一(49)を参照）
 - ・ 遅れた時間以上の遅延証明がない場合（例：試験開始から30分遅れたが、10分の遅延証明しかないのは、20分以内に入室できたとみなすので受験不可）。
 - ・ 通学区間外の経路を利用して遅刻した場合
- (6) 試験にあたっては絶対に不正行為のないようにしてください。試験において、替玉受験、答案の見せ合い、カンニング・ペーパーの使用等の不正行為を行った者または行おうとした者は、大学より譴責、停学等の厳重な処分を受けることとなりますので、学生としての真摯な態度で試験に臨んでください。
- (7) ノート、参考書等の参照が許されている授業科目を受験するときは、必ず自分のものを使用してください。貸借は認めません。試験中の貸借は不正行為とみなします。
- (8) 答案を提出しないで試験場から退場した場合は不正行為とみなします。白紙の場合でも氏名等を記入して必ず提出してください。
- (9) 受験中は学生証を通路側の机の上に顔写真面を表にして提示しておいてください。
- (10) 試験当日学生証を忘れた者は、「仮受験票」の発行を受けてから試験場に入ってください。発行場所についてはWeb掲示板でお知らせします。
- (11) 試験開始後20分間は退室ができません。授業科目によっては30分以上のときもあります。
- (12) 大学内の各窓口は、試験に際して使用するあらゆる用具等の貸し出しは行いません。
- (13) 受験中は携帯電話、スマートフォン等の電源は切ってください。なお、それらを時計および電卓、辞書として使用することはできません。
- (14) 詳しくは、試験前に開示する試験時間割に記載されている「定期試験に関する注意事項」をよく読んでください。

4. レポートの提出の仕方

レポートの作成方法について、学習支援ハンドブックを参照してください。

なお、経営学部窓口では、原則としてレポートの受領はしません。

5. 不正行為に対する措置

不正行為は絶対行わないでください。不正行為を行った経営学部生に対しては、下記の要領により厳正な措置をとるものとします。

(1) 処分基準

- ・定期試験（それに相当する授業内試験を含む）における不正行為

不正行為様態	処分内容
①計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例： a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○厳重注意、譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効（E評価）
②計画性が強い、または意図的な不正行為 例： a. 参照不可の試験でカンニングペーパー等使用 b. " 机上への書き込み c. " テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 許可されていない機器（携帯電話・スマートフォン等）の持ち込み、使用。 f. 答案用紙の交換（行為の態様により③の受験依頼に該当） g. 組織的なカンニング行為	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）に加え、原則として当該学期全履修科目の受験を無効（E評価）
③ 受験依頼（いわゆる替え玉受験） 例： a. 依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該学期全履修科目の単位を無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

・論文（卒業論文を含む）、レポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為様態	処分内容
①剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用した	○嚴重注意または譴責
②悪質な剽窃（ひょうせつ）行為 例： a. 他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用した b. 他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出した c. 他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換えて提出した d. 指導にも関わらず繰り返し剽窃行為を行った	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）
③代筆依頼 例： a. 論文・レポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものと提出した	○停学3カ月以上6カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）
④その他不正行為 例： a. データの捏造（ねつぞう）、改竄（かいざん）。	○停学3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

・授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為様態	処分内容
①代返行為・虚偽申告 例： a. 他人に依頼し自己の出席報告を行わせた b. 他人から依頼を受け他人の出席報告を行った c. 出席報告書（出席カード等）の偽造により提出した d. 欠席理由に係る証明書類（診断書等）を偽造または虚偽の内容により提出した ※出席報告には、口頭によるもの、出席カード等紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	○嚴重注意、譴責または1カ月未満の停学

・不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

(2)懲戒処分の発効日

原則として当該学期の定期試験期間最終日の翌日とする。